

承認第2号

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月13日 提出

豊後大野市長 川野文敏

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

第 3 条第 1 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。